

2. 受験資格

飲食料品製造業の特定技能を日本国内で試験を受けることができる人は、試験の日に、アとイの両方に合っている人です。

ア. 在留資格を持っていて（注意1）、試験日に、満17歳以上の人。

イ. 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして、法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行したパスポート（注意2）を持っていること。

（注意1）日本の法律を守って日本に在留している人は試験を受けることができます。在留カードを持っていなくても、法律を守って日本に短期滞在している人も試験を受けることができます。日本の法律を守らないで日本国内にいる人（不法滞在者）は、試験を受けることができません。

（注意2）現在のところ、イラン・イスラム共和国以外の外国政府・地域のパスポートを持っている人は試験を受けることができます。

（注意してほしいこと）

■ この試験に合格しても、「特定技能」の在留資格が必ずもらえるということではありません。

試験に合格して、在留資格認定証明書交付又は在留資格変更の申請をしても、必ず在留資格認定証明書がもらえるということではありません。また必ず在留資格変更許可がもらえるということではありません。

■ 在留資格認定証明書をもらったとしても、査証（ビザ）申請については、外務省が別に審査するので、必ず査証（ビザ）がもらえるということではありません。